

第25回住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会

平成27年4月13日

【内海専門官】 本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。
ございます。

定刻より少し早いですけれども、おそろいでございますので、ただいまより、第25回
住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会を開催いたします。

開催に当たりまして、佐々木自治行政局長から一言ご挨拶をさせていただきます。

【佐々木自治行政局長】 本日は、大変お忙しいところ、お集まりをいただきまして、
まことにありがとうございます。

今日は、住民基本台帳ネットワークをもとといたします社会保障・税番号制度の内容、
それから、住基ネットをめぐる最近の主な動きといったことを主な議題といたしまして、
調査委員会を開催させていただいております。また、今回、住基ネットシステムの運営を
担います地方共同法人の地方公共団体情報システム機構、これが設立されてから初めての
開催でございます。

いよいよ本年10月に、いわゆるマイナンバー法が施行されまして、住民一人一人に個
人番号が付されます。また、年明けからは、個人番号利用が開始なり、個人番号カードの
交付も始まるわけでございます。現在、総務省におきましても、関係省庁と連携をしまし
て、この制度の円滑な導入に向けて取り組んでいるところでございます。

このマイナンバー制度、ご承知のとおり、住基ネットで使用されます住民票コードをも
とに個人番号を生成すると、こういうことになってございますので、住基ネットが重要な
基盤でございます。したがって、今後も住基ネットはさらに活用が進むことが見込ま
れまして、このセキュリティ対策等もさらに向上を目指して検討する必要があると考
えているところでございます。

本日は、安田座長をはじめ、先生方の忌憚のないご意見を頂戴できますようお願い申
し上げます。私どもも、承りました意見をしっかりと踏まえまして、今後、検討を進めて
まいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【内海専門官】 続きまして、ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。

東京電機大学大学院未来科学研究科特別専任教授の安田浩座長でございます。

- 【安田座長】 よろしくお願ひします。
- 【内海専門官】 東京大学大学院法学政治学研究科教授の宇賀克也座長代理でございます。
- 【宇賀座長代理】 宇賀でございます。よろしくお願ひします。
- 【内海専門官】 全日本自治団体労働組合副中央執行委員長の荒金廣明委員でございます。
- 【荒金委員】 荒金です。よろしくお願ひします。
- 【内海専門官】 静岡県立大学グローバル地域センター特任教授の小川和久委員でございます。
- 【小川委員】 よろしくお願ひいたします。
- 【内海専門官】 東京工業大学像情報工学研究所准教授の小尾高史委員でございます。
- 【小尾委員】 よろしくお願ひします。
- 【内海専門官】 三鷹市長の清原慶子委員でございます。
- 【清原委員】 どうぞよろしくお願ひいたします。
- 【内海専門官】 サイバー大学IT総合学部教授の前川徹委員でございます。
- 【前川委員】 よろしくお願ひいたします。
- 【内海専門官】 公認会計士の松尾明委員でございます。
- 【松尾委員】 松尾でございます。よろしくお願ひいたします。
- 【内海専門官】 なお、東京海上日動火災保険株式会社常務取締役の五十嵐芳彦委員、株式会社日本総合研究所法務部長の大谷和子委員、成城大学法学部教授の大橋真由美委員におかれましては、本日ご欠席となっております。
- 次に、事務局のメンバーを紹介いたします。
- 先ほどご挨拶申し上げました佐々木自治行政局長でございます。
- 【佐々木自治行政局長】 よろしくお願ひいたします。
- 【内海専門官】 時澤大臣官房審議官でございます。
- 【時澤審議官】 時澤でございます。よろしくお願ひいたします。
- 【内海専門官】 篠原住民制度課長でございます。
- 【篠原課長】 よろしくお願ひ申し上げます。
- 【内海専門官】 上仮屋外国人住民基本台帳室長です。
- 【上仮屋室長】 よろしくお願ひします。

【内海専門官】 池田企画官でございます。

【池田企画官】 池田でございます。よろしくお願いいたします。

【内海専門官】 名越課長補佐でございます。

【名越補佐】 名越でございます。よろしくお願いいたします。

【内海専門官】 地方公共団体情報システム機構より、五十嵐住基ネット全国センター長でございます。

【五十嵐センター長】 よろしくお願ひいたします。

【内海専門官】 そして、私、本人確認情報保護専門官の内海でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議題に入りたいと存じますので、ここからの進行を安田座長にお願ひいたします。

ご発言の際は、お手元でございます機器の緑色のスイッチを押すことでマイクを使用できますので、よろしくお願ひいたします。

【安田座長】 ありがとうございます。座長の安田です。

議題に入りたいと思いますが、まず、資料の取扱い、確認、それと、公開の問題について確認をしたいと思っておりますので、事務局のほうから確認をお願いします。

【内海専門官】 本日の資料でございますけれども、次第に配付資料の一覧ということでお示ししております資料の1から3まで、それから、参考資料を資料としてお配りしております。

資料の取扱いにつきましては、全て公表といたしております。また、議事録でございますが、皆様にご確認いただいた後、公表することとしておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【安田座長】 ありがとうございます。

よろしいでしょうか、皆さん。そういうことで、それでは進めさせていただきます。

まず、議題表を見ていただきたいと思うんですけど、本日は、議題が1、2、それから、報告がございます。議題は、住基ネット等をめぐる最近の状況について、議題2が、社会保障・税番号制度導入に向けた準備について。この2つは関係しておりますので、両方と一緒にご説明をいただいて、その上で議論をさせていただくということにさせていただきますと思います。

それでは、それぞれの議題、資料のご説明をお願いします。

【篠原課長】 それでは、まず資料1に基づきまして、住基ネット等をめぐる最近の状況についてご説明を申し上げます。

1 ページお開きいただきますと、皆様ご承知のとおりのところでございますが、住民基本台帳ネットワークシステムの全体像を書いております。ここにありますように、住基ネットシステムは、住民基本台帳法に基づきまして、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するために、住民票コードを検索キーといたしまして、各市町村にございます住民基本台帳をネットワーク化いたしまして、全国共通の本人確認ができるシステムを構築したものでございます。

下をご覧くださいますと、市町村にある既存住基システム、こちらを都道府県のほうに送りまして、また、都道府県は、都道府県サーバによりまして、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）にこの本人確認情報を送信しているところでございます。また、この本人確認情報を、国、地方公共団体の行政機関等へ提供しているわけでございますけれども、この提供先と利用可能事務については、法律又は条例で限定をしているところでございます。こういう形で、住基ネットは、市町村と都道府県が連携して構築しているシステムと位置づけているものでございます。

1 つございますのは、下にありますように、平成26年1月、昨年1月から、47都道府県にございました都道府県サーバ、これを集約いたしまして、都道府県サーバ集約センターということで、1カ所に設けているところでございます。ただ、機能的には、もちろん、都道府県がその運用をしているという位置づけは変わらないところでございます。

次のページをご覧くださいますと、住基ネットの概要を書いております。平成11年8月に、住基法の改正によりまして、これが成立したわけでございますけれども、その3年後の平成14年8月に第1次稼働ということで、住民への住民票コードの通知を開始、また、行政機関への本人確認情報の提供を始めたところでございます。その1年後に、第2次稼働ということで、いわゆる住基カードの交付と住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化を開始したところでございます。その後、その間も、さまざまな訴訟が全国各地で提起されたわけでございますけれども、これも平成20年3月に最高裁の合憲判決が出されまして、最終的には、平成23年5月、札幌訴訟の勝訴と、最高裁が確定いたしましたので、これで訴訟は全て終結したところでございます。

下をご覧くださいますと、この全体像を書いておりますが、住民の方のいろんな異動、転出、死亡、転入、出生等の届出、こちらは住基台帳のほうに溜まりますので、これを指

定情報処理機関のほうに本人確認情報を提供すると。この中で、この指定情報処理機関のほうから、国の機関、地方公共団体に当該本人確認情報を提供しているということをごさ
いまして、右側にごさいますように、年金の支給事務、各種給付の支給事務、資格試験の
実施事務、各種登録、免許等の申請の受理、こういったもので使われているわけをごさ
います。ただ、住基法によりまして、各提供されている事務相互の情報のやりとり、いわゆ
るデータマッチングは禁止されているところをごさいます。また、これによりまして、右
上にありますように、住民票の写しの省略、年金等の現況届出の省略、年金の住所変更・
死亡届の省略が実現しているところをごさいます。

次のページをご覧くださいますと、実際の効果といたしまして、今申し上げたいろんな
提供の様子、それから、事務削減、添付書類の削減の効果を書いております。1つは、
本人確認情報の提供の状況でございますけれども、現在、年間約5億6,000万件の本人
確認情報を、特に年金支給事務が多いわけでございますが、実施しているところをごさ
います。また、地方公共団体におきましても、パスポートの発給や独自事務、条例でつくっ
ております税務事務等によりまして、年間約690万件の本人確認情報を提供していると
ころをごさいます。

これによりまして、③から⑤でございますが、行政手続において、住民票の写しの省略
が全国で年間約490万件実現していると。また、年金受給権者の住所変更届、死亡届の
提出省略が全国で年間約200万件、また、最も多いのは、年金受給権者の年金の現況届
の提出の省略、こちらが全国で年間約4,000万人分ということで、行政事務の効率化、
住民サービスの向上に役立っているところをごさいます。

また、2にごさいますように、転出入を中心といたしまして、市町村における、市町村
間の住民の異動について、オンライン化が図られました。例えば、転入通知でいいますと、
従来は郵送で行われていた、転入市町村から転出市町村への転入通知をオンライン化して
おりまして、これが年間約430万件、約570万人分という結果が出ております。

次のページでございますが、4ページ目に、国の行政機関等への本人確認情報の提供の
状況を書いております。先ほど申し上げましたように、平成25年度は、情報提供件数
約5億6,000万件ということで4ページに書いてございますけれども、これは特に平成
18年10月から年金受給権者の現況届の省略が始まったこと、また、平成23年7月か
らは年金受給権者の住所変更届、死亡届の省略に利用されたことによりまして、件数が現
在大幅に増加しているところをごさいます。

住基ネットにおける個人情報保護・セキュリティ対策でございますが、これが5ページ目にまとめてございます。

まず、左上でございますように、保有情報の制限・利用の制限ということで、都道府県や指定情報処理機関が保有する情報は、4情報（氏名・住所・生年月日・男女の別）でございますが、プラス住民票コード及びこれらの変更情報に限定いたしております。また、この情報提供を行う行政機関の範囲や利用目的も限定しておりますし、特に、法律によりまして、住民票コードの民間利用を禁止いたしまして、また、住民票コードはいつでも変更請求が可能という形になっております。

また、技術的な防止措置でございますが、下に書いてございますように、外部からの侵入防止措置を施しております。専用回線を利用し、また、指定情報処理機関が管理するファイアウォールによりまして厳格な通信制御を行っておりますし、また、IDSによる侵入探知も行っております。また、通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信を行う際にはデータを暗号化しているところでございます。通信プロトコルとしては、ここに書いてございますようなSMTP等の汎用性のあるものは使用しないということで、独自のアプリケーションによる通信を行っているところでございます。

また、右側でございますが、住基カード自体の個人情報保護措置といたしまして、住基カードは住民の申請により交付をするということ、また、住基ネットサービス、公的個人認証サービス、市町村独自サービスのアプリケーションは、ファイアウォールによりましてカード内で独立しているということで、また、住民票コードにつきましては、住基ネットサービスエリア以外では使用を禁止しているということでございます。

内部の不正利用ということで、罰則もつけておりまして、システム操作者に守秘義務を課して、刑罰を従来の罰よりも加重しておりますし、2年以下の懲役または100万円以下の罰金としております。また、操作者認証に、昨年からは生体認証を用いております。いわゆる静脈認証でございますが、これによりまして、操作者以外の者の操作を防止いたしております。また、市区町村での操作履歴の確認及び指定情報処理機関での業務アクセスログの常時監視をいたしております。そして、市町村からCS端末によりまして照会する場合には、照会条件を限定しているという形でございます。

その他の措置ということで、毎年やっているとところでございますけれども、全市区町村におけるチェックリストによる自己点検とそれに基づく指導・外部監査法人によるシステム運営監査を行っております。また、本人確認情報提供状況の開示をいたしておりますし、

この罰則などについても、刑罰が加重されて、先ほど申し上げたとおりでございます。

次のページでございますが、これは最近の話題でございますけれども、特に福島県矢祭町が住基ネットに接続をしたということでございます。住基ネット第1次稼働当時、平成14年8月5日から、矢祭町は住基ネット未接続、町民のプライバシー保護という理由で接続をしなかったわけございまして、福島県知事からは、平成15年、平成21年に、矢祭町長に対しまして是正の勧告を行っております。ただ、これにも従わず、また、国のほうから総務大臣の指示によりまして、福島県知事から矢祭町長に対して是正の要求もいたしたところでございますけれども、これにも応じず未接続を継続したところでございます。

ただ、今回、マイナンバー制度実施のためということで、これには住基ネットの接続が不可欠であるということから、住基ネットへの接続を町のほうで決定したということでございまして、平成27年3月の議会で町長がそれを表明し、3月18日に矢祭町から福島県へ、住基ネット運用開始を正式通知した。3月30日からは、矢祭町住基ネット接続ということでございます。ただ、住基カードに関する業務は行わないということでございました。矢祭町の接続によりまして、全市区町村（1,741団体）がこれで住基ネットに接続したところでございます。

最後に、これも最近、マイナンバー制度の実施の準備ということで、既存住基システムの改修を行っております、その中で幾つか数団体で見られた本人確認情報の誤更新といったものがございましたので、それを防止するための通知を平成27年3月2日に出しております。こちらのほうは、業務システムを改修するときに、テストデータを流すわけでございますけれども、それが住基ネット全国センター、住基ネットワークシステムの中で疎通しない形でテストをすべきところでございますけれども、まだテストが終わっていないのにそれを開通させてしまったということで、誤ったデータが全国センターから流れてきたという事例が数件ございました。それに対する注意事項の通知でございます。

1として、住民記録システムと市町村CSの連携制御ということで、必ず運用テスト開始前には住民記録システムと市町村CSとの連携制御を行って、全運用テストが終了したことを確認してから連携制御を解除することと、当たり前のことでございますけれども、改めて通知をしたところでございます。また、連携制御を解除する前に、システム内に保存されているテストデータが確実に消去されていることを確認することということでございます。

また、2点目といたしまして、システムの機器改修又は更改作業を行うシステムベンダー等と協議をし、運用テストの実施工程の確認を徹底すること。当初想定したスケジュールとの間に乖離が生じた場合には、関係課及びシステムベンダーとの情報共有を図ること。

第3点といたしまして、庁内のほかのシステム構成の把握ということで、他のシステム改修を行った場合にも、そういったものが流れる危険性がございますので、関係課及びシステムベンダー等が庁内のシステム構成を改修又は更改作業前に把握すること。要は、庁内での連携体制をしっかりと確認し、把握をした上で改修を行ってほしいということの通知をしたところでございます。

私からは、以上でございます。

【安田座長】 ありがとうございます。

それでは、議題2に関して、ご説明をお願いします。

【名越補佐】 では、住民制度課の名越と申します。私のほうからは、今、手元に配付しております資料2に基づきまして説明いたします。

社会保障・税番号制度導入に向けた準備についてという資料でございますが、この社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバーにつきましては、先ほど局長のほうからも冒頭でご挨拶がありましたけれども、10月の番号の通知という大きなイベントを控えておまして、最近、政府でも非常に大きな広報活動をやっております。この資料の表紙の左下にウサギのマークがあると思うんですけども、これがマイナちゃんというキャラクターでございます。これと女優の上戸彩さんが、最近、テレビだとか、新聞の折り込みチラシだとか、あと電車の中の動画の広告とか、幅広くマイナンバー制度の広報に向けて、今、政府全体で取り組んでいると、そういった状況でございます。

1ページおめくりいただければと思います。1ページの社会保障・税番号制度の概要ということでございますけれども、ここの黄色いところに書いてありますとおり、番号制度は、複数の例えば国の機関に存在しております個人の情報を同一の人のものであるという確認を行うための基盤でございます。これをもちまして、社会保障・税番号の効率性や透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するためのインフラでございます。住基ネットにつきましては、また後ほどご説明いたしますけれども、このマイナンバー制度を運用していくに当たって、非常に大きな基盤になっていると、そういった位置づけでございます。

具体的になんですけれども、個人番号とまず左の上にありますけれども、市町村長は、

住基ネットにあります住民票コードを変換してつくられます個人番号というものを指定いたします。住民票コードについては、11桁の番号なんですけれども、個人番号については、12桁の番号となっております。この個人番号につきましては、今年の10月5日から、順次、通知カードというものによりまして、ご本人の住所のあるところに通知されて、自分の個人番号が一体何番であるのかというのがわかるという形になっております。

次に、その下の個人番号カードというものなんですけれども、10月の個人番号の通知に続きまして、来年の1月から（法律上は1月1日からなんですけれども）、この通知カードを受けまして、住民の方の申請によりなんですけれども、顔写真付きの個人番号カードを交付するという形になっております。住基カードは、顔写真が付く・付かないという2つの種類があったんですが、個人番号カードについては、顔写真付きということになっておりまして、この個人番号カードは、本人の確認だとか、カードの裏面のほうに個人番号が記載されておりますので、そういったものの確認のために利用されていくということになります。イメージとしては、今まであった住基カードが今後は個人番号カードのほうに切り替わっていくという、そういったようなイメージでございます。

3つ目なんですけれども、個人だけではありませんで、法人番号というものも同時に付番されていくということになっております。これは国税庁長官のほうなんですけれども、こちらが法人等に対しまして、法人番号を指定して、通知するということになっております。こちらは、個人が12桁であるのに対し、法人番号は13桁の番号ということになっております。法人番号は、個人番号とは異なりまして、原則公開ということになっております。民間での自由な利用も可能になっております。

そのさらに右上に行ってくださいまして、個人情報保護ということで、やはり国民の方々の個人情報の取扱いに対する不安というものもございましたので、法定される場合を除きまして、特定個人情報については、収集だとか保管は禁止をされております。

あと、国民は、マイナポータルと先日、名前が正式決定したんですけれども、それまでマイポータルと言っていたんですが、ネット上のポータルサイトで、自分の個人情報がどういうふうに情報連携されていたとか、そういった記録を確認することができるというのが、ここの趣旨でございます。

3つ目が、個人番号の取扱いを監視とか監督する機関もないといけませんねということで、三条委員会なんですけれども、特定個人情報保護委員会を設置するということになっております。

また、特定個人情報が入っていますファイルを保有する前に、各機関に特定個人情報に関する保護評価をしてくださいというふうな、そういった義務付けもしております、こういったことで、全体的に個人情報を保護していこうということになっております。

さらに、その下の情報連携なんですけれども、国の機関におきましては、平成29年1月、地方公共団体につきましては、29年7月からということになるんですけれども、複数の機関の間において、それぞれの機関ごとに個人番号だとか、それにひも付けて管理しております情報がありますので、そういったものをネットワークを通して相互に活用していくという、そういった仕組みが始まっていくということになっております。

個人番号の利用分野についてなんですけれども、当面は、この表に書いておりますように、年金とかをはじめとします社会保障分野、あとは税の分野、災害対策分野の、この3つを当面やっていくということになっております。こちらは法律で決まっているんですけれども、それ以外にも、福祉だとか保健、社会保障、地方税、防災とか、こういったものに類する事務であって、地方公共団体が条例で定めたものにつきましては、同様に個人番号の利用分野となるというのは、今、もう既に決まっております。現在決まっているのはこの範囲なんですけれども、将来的には、またいろんな議論を経て、個人番号の利用範囲を広げていくということも想定されております。

2ページをお開きいただきたいんですけれども、スケジュールということで、ちょっと中身が多いので、かいつまんでということになるんですけれども、まず一番上の番号制度なんですけど、平成25年5月24日に法案が成立しております。これを受けまして、26年4月1日に、先ほどもありましたが、地方共同法人といたしまして、地方公共団体情報システム機構というものが設立されております。この法人は、マイナンバー制度が始まっていくに当たりまして、これまでLASDECがやっておりました住基ネットの業務だとか、自治体衛星通信機構がやっておりました公的個人認証のサービスとか、そういったものもここで一体的にやっていくということで設立された法人でございます。スケジュールとしては、先ほど申しましたが、10月5日に個人に対する付番が始まって、その通知も行きます。28年1月1日から、個人番号の利用が各機関において始まりますし、個人の方が申請していただければ、個人番号カードが交付されていくということになっております。29年1月から、国等においては、情報をお互いに照会して、それに対して自分の持っている情報を提供していくといった情報連携が始まっていきます。地方については、その斜め下にあるんですけれども、29年7月から、地方公共団体においても、同様の

連携が始まっていくということになっております。

その下は、それに向けたいろんな情報システムの設計とか開発とかテストということをやっているということでございますけれども、中身が細かいので全ては説明いたしませんけれども、例えば、下から2つ目の既存住基システムの改修という、地方公共団体の業務なんです、こちらにつきましても、マイナンバーのスタートを見据えまして、ほぼ全ての団体において、少し例外はあるんですが、例えば、既存住基システムを改修したりしておりますし、その下の付番システムにつきましても、これは地方公共団体情報システム機構が担っていくんですけれども、今年の3月末までに、一応各一人一人の番号というものは生成して、そういった事務は終了しているといったことになっております。これが2ページでございます。

3ページ目をご覧くださいなんですけれども、なかなかわかりづらいシステムですので、ポンチ絵にしてみました。右下の都道府県・市町村ということで、右下半分の4分の1の部分が、都道府県とか市町村の情報のシステムの構成図でございますけれども、都道府県とか市町村からさらに左に行きまして、地方公共団体情報システム機構のほうに住基ネットの全国センターとしてつながっているというところはございますし、先ほど申しあげました公的個人認証サービスのサービスも、同時にこの機構で行うことにしております。

マイナンバーの制度において、このシステム機構の果たす役割は大きいものでございまして、この左下をご覧くださいなんですけれども、住基ネットの中で、機構に来ております各個人に付いている住民票コードというのがあるんですけれども、この11桁の番号から、これを変換いたしまして、各個人にお知らせする、付番をいたします個人番号というものをつくるわけでございます。ここで住基ネットが1つ活用されているということでございます。

それで、都道府県・市町村という枠の話をしていただきましたが、その上に、情報照会・提供機関AとかBとかございますけれども、こういったところと都道府県・市町村が、今後、情報の提供だとか照会をやっていくということになるんですけれども、それを結ぶシステムが、このページの左上の、情報提供ネットワークシステム（国）と書いているものでございます。こちらにつきましては、国が、具体的には総務省なんですけれども、管理して、このネットワークを通じて、各機関が情報をやりとりするということになっております。

じゃ、この情報のやりとりをするときに、こういった連携の形があるのかというところ

で、また住基ネットだとか住民票コードがかかわってくるんですけれども、左下から情報提供ネットワークシステムのほうに矢印がちょっと曲がった形で上がっておりますけれども、住民票コードがまた活用されまして、ここで情報連携をするための符号をつくって、各情報照会提供機関に、それぞれに違った符号を配布していきます。こういった符号を用いて、中身はちょっと細かくなってしまいうんですけれども、連携をしていくということで、ここで住民票コードが、つまり、住基ネットが、またマイナンバー制度の中で1つ大きな役割を果たしていくという形になっております。個人番号で連携するという考え方も論理的にはあり得るんですけれども、そうしますと、どこか一つが個人番号で情報を管理してしまうのではないかというふうな、いろんなこれまでの議論もございましたので、そうではなくて、符号を持って、各機関でそれぞれの情報は保管をするということで、どこか一つが特定の個人の情報を全て管理するとか、そういったことはないシステムになっております。

このページの一番上の右に個人という絵があるんですけれども、この個人の方に10月から番号が付番されまして、個人番号カードも1月から配布されます。その個人の方が、左に言って、マイナポータルというポータルサイトにアクセスしていただきますと、どういった自分の情報がアクセスされているのかという、そういった記録の表示もできますし、ワンストップサービスだとか、個人個人の状況に合わせて、行政の側からプッシュで、こういったサービスの提供がありますよとか、そういったお知らせもいたしますし、当然、自分の情報が今どういうふうな状態になっているのかといった、そういった表示機能も、このマイナポータルの中で果たしていくということになっております。

4ページをご覧くださいませようお願いします。この間、マイナンバー法の施行期日を定める政令というのが出まして、まず第1段階として、先ほどから申し上げておりますが、今年の10月5日から施行され、さらに、28年1月から一部規定については施行されるという形になっております。具体的には、主なものとしたしましては、10月5日、まずマイナンバー法に関してなんですけれども、個人番号の指定だとか通知がありますよとか、特定個人情報の取扱いが始まりますので、そこでいろんな制限がかかるといったものが、10月5日から施行されます。1月1日からは、個人番号が利用されますとか、個人番号カードは申請していただければ交付しますよということが始まってきます。

このマイナンバー法の制定に伴いまして、住民基本台帳法もあわせて改正しておりますので、住民基本台帳法のほうにも影響がございます。10月5日には、本人確認情報、こ

れまでは基本4情報と住民票コードとそれらの変更情報ということだったんですけれども、その中に個人番号が追加をされるということになります。②番で、地方公共団体情報システム機構が、これまではLASDECさんだったんですけれども、国だとか地方公共団体に本人確認情報を提供するということになりまして、それに伴いまして、③で、これまでの指定情報処理機関に関する規定というものが、根拠が削除されるという形になっております。

1月1日なんですけれども、これから本人確認情報を、当然、先ほど資料1の説明でもありましたけれども、5億件以上提供しているわけなんですけれども、今後は、個人番号を含む形での本人確認情報の提供になるというのが、この1月1日からの施行でございます。住民基本台帳カードにつきましては、マイナンバー法のほうで個人番号カードの規定がございますので、こちらに変わっていくということで、そういった規定が削除されるということでございます。

5ページをご覧いただきたいんですけれども、個人番号カードとか通知カードのイメージでございます。一番左が住民基本台帳カードということで、これは今までご覧いただいているということではございますけれども、それが個人番号カード、真ん中のほうに変わっていくということになっております。一番右が通知カードということでございまして、これが27年10月から、個人番号を券面に書いてお知らせをするということになっております。こういったもので、個人番号を教えてくださいというふうな業務が始まりましたら、この通知カードに書いている番号をお知らせするということにはなるんですけれども、一番右下に書いておりますが、それだけでは本人確認はできませんので、そういった別の本人確認のための書類も必要になってくるということになります。ただ、28年1月から、個人番号カードを申請していただきますと、個人番号カードの裏面に個人番号が書かれておりますし、また、写真付きになりますので、本人確認書類としても使えるということになっております。交付方法につきましては、できるだけ簡単にしたいなと思っておりまして、市町村の窓口には1回で済むような形を考えております。ただ、それ以外の、例えば、企業さんが取りまとめるとか、いろんな形も今検討しているところでございます。

このカードの手数料についてなんですけれども、できるだけ多くの住民の方に使っていただきたいということで、当面の間でございますけれども、無料にしようと考えております。こういった個人番号カードを使うことで、身分証明書としても使えますし、今後の、後ほど説明いたしますが、電子証明書を使った民間部門の取引にも活用していただけるの

ではないかなと思っております。

その次の6ページが、先ほどの申請とか交付の案ですので、大体中身が同じですので、省略させていただきます。

7ページが、もう少し大きく、わかりやすくした形なんですけれども、裏面に個人番号が記載されているとか、ICチップの中にいろんな領域がございまして、住基のアプリが入ったりだとか、券面事項が入っているアプリだとか、入力補助のアプリがある以外にも、今までもやっておりますが、電子証明書、いわゆる公的個人認証のアプリだとか、それ以外の、民間利用も今後考えていきたいんですけれども、いろんなアプリケーションを入れる空き領域もあるということで、かなり便利な形になっていくのではないかなと考えております。

8ページをご覧くださいなんですけれども、こういったカードのメリットがあるかということで、大きく6つを考えてみました。それぞれ券面で済むものもありますし、アプリだとか電子証明書というものでやる場合もあるんですけれども、例えば、一番左上の、例えば、就職したりだとか、結婚したりということで、個人番号を教えてくださいというふうに求められる機会が増えてくるんですけれども、こういったものは自分の個人番号カードの券面に番号が記載されておりますので、そういったものを使えばわかりやすくなるということでございます。さらに、公的な身分証明書として、その下なんですけれども、券面ということもございますし、オンライン上であれば、電子証明書を使ったりということもできます。右側に、先ほども申しましたけれども、これから民間利用も広げていこうということで、例えば、オンラインバンキングとかでも使っていくということであれば、電子証明書を使えばネット上で本人確認ができるということもございます。一番右下なんですけれども、例えば、今、コンビニで住民票の写し等を取れているんですけれども、それは今アプリを使っているということになるんですけれども、平成28年1月以降は、電子証明書も使って取れるというふうな形になってまいります。

その次のページの9ページをご覧くださいなんですけれども、公的個人認証サービスにつきましては、公開鍵暗号方式という暗号方式を使っているんですけれども、そういったものを使うということは、基本的には変わりありません。ただ、今までの電子証明書は、左側の署名用の電子証明書ということで、本人がネット上で送った書類が本物であるか、本人が作ったものなのかというふうな、そういった確認に使われていたんですけれども、そういったことだけではなくて、単に本人であるということのみを証明する、そういった

より簡素な使い方も必要だということで、利用者証明書用の電子証明書というふうな制度もつくっております。こちらにつきましては、署名用の電子証明書と異なりまして、証明書の中には、本人の名前とか、そういった4情報は入っておりません。それぞれの電子証明書のイメージというのがあるんですけれども、それぞれを比較していただければ、ちょっと違いがあるということが見てとれるのかなと思っております。ちなみに、発行者は、これまでは都道府県知事だったんですけれども、マイナンバー制度の施行に伴いまして、地方公共団体情報システム機構が発行者になるということになっております。

10ページをご覧くださいなんですけれども、公的個人認証サービスの民間拡大についてということで、先ほどから申し上げているんですけれども、今までは、平成16年2月からのe-Tax、国税の確定申告とかにまず使おうということで始まりまして、今までは行政機関等の手続に限られていたんですけれども、それだけではやはりなかなか活用されないということで、非常にセキュリティレベルも高いシステムでございますので、より有効活用していくということで、e-Taxだけではなくて、例えば、医療機関だとか、金融機関とか、ショッピングサイト、こういったものにも活用していきたいと考えております。

11ページをご覧くださいなんですけれども、これもちょっとややこしい話ではあるんですが、先ほどの民間の活用の一例として、金融機関に申し込むときの例でございます。詳細は、後でお時間のあるときにご覧いただきたいんですけれども、まず1回目に署名用の電子証明書を使って、私は誰々ですということで申込書を送っていただいて、それに電子署名を付せば、受けた金融機関は機構のほうに、この電子証明書は有効ですかというふうな確認をして、まず本人確認ができます。次回以降は、署名用の電子証明書ではなくて、より簡便な利用者証明用の電子証明書を使えば、簡単に本人確認ができていくということになっております。

12ページ目をご覧くださいなんですけど、ここから先は、「コンビニ交付」なんですけれども、これまでもコンビニ交付、アプリケーションを使ってやって、非常に便利になってきているんですけれども、これからこれは公的個人認証サービスも使っていくということになっております。これでかなり便利になるのではないかなと考えております。

詳細は、13ページをご覧くださいなんですけれども、今、多くの市町村が導入しております、国民の割合で言いますと、7割がサービスを受けることになっております。導入のための経費につきましては、大体2,100万円ぐらいかかっているんですけれども、

今、総務省は、2分の1で上限5,000万ということで、そういった2,100万に対して十分支援をしているということになっておりますし、ランニングコストに関しても、特別交付税で支援をしているという形になっております。

14ページが、今の市区町村の参加状況なんですけど、今年の4月1日時点で98団体、27年4月末では2団体増えまして、100団体に増えていくということになっております。

その次の15ページをご覧いただきたいんですけども、先ほどから、コンビニ交付につきまして、アプリを使う形と公的個人認証を使う、両方の形があると申し上げておりましたけれども、少し違いがございまして、アプリを使う方式だと、まず条例の制定が各団体において必要だというふうな縛りもございまして。あと、アプリケーションの書き込みとかも必要ということで、いろいろお金がかかったり、条例の整備が必要ということで、少し自治体にとっては大変な部分があるんですけども、公的個人認証を使いますと、もともと法で定まっているものでもございまして、条例の制定も不要ですし、アプリケーションももともと入っているものですので、特段必要ないということで、かなり市区町村、利用者、それぞれにおいて、ここに記載しておりますようなメリットがあるのかなということで、総務省としても、こういったものを積極的に支援していきたいというふうに思っております。

最後になりますが、16ページで、冒頭にも申し上げましたが、このマイナンバー、仕組みがなかなか難しい部分がございますので、政府としては、積極的に広報いたしまして、何とか国民の皆様にご理解いただいて、活用していただくということが大事かなと思っております。そのため、一般国民向けの広報の目標と民間事業者向けの広報の目標というものをそれぞれ掲げておまして、一般国民につきましては、マイナンバーを聞いたことがない人を減らしていく、民間事業者に関しましては、準備を始める事業者を増やすということを目指して、今、取り組んでいるところでございます。現在、一般国民向けには、例えば、先ほど申しましたが、テレビだとか新聞のCM等を集中的に行っておりまして、何とか10月の施行前にマイナンバーを聞いたことがない人をできるだけ減らしていく、なくしていくという形でも考えておりますし、民間事業者様も、これからいろんな形で、例えば、給与だとか、税とかの関係で、あと社会保障の関係で、従業員の方の個人番号をちゃんと収集していくということも必要になりますので、何とか政府一丸となって、国民の皆様のご理解を得て、マイナンバー制度を施行していきたいと考えております。

最後のページなんですけれども、17ページで、ポスターとかリーフレットもごさいます。また、いろんな形で目にする機会があるかと思しますので、いろいろご覧いただいて、また、いろんな方にお知らせする際に、各先生方のご協力を賜れば幸いかなと思っております。

少し中身が多くて、最後、駆け足になってしまいましたけれども、私のほうからのマイナンバーの説明は、以上でございます。ありがとうございました。

【安田座長】 ありがとうございました。

大変意欲的な施策だと思うんですけど、けどが付くんだけど、皆さんからご意見をまずいただきたいと。ご質問もまずあれば。いかがでしょうか。

【小川委員】 大変わかりやすいご説明ありがとうございました。

私は、2002年の8月、この委員会をつくろうということを決めた場所にいた人間なのです。その関係者でいたのは、今は内閣府審議官の井上さんですね。滝大臣政務官がいて、すぐ委員会を作ったのです。

私は、セキュリティという角度からかかわったのですが、今のご説明を聞きますと、どんどん便利になっていて、こんな便利になるとは思っていなかったぐらいで、すばらしいと思うのです。私もこれからかなり活用することになると思うのですが、セキュリティの角度からは、幾つかご説明をいただきたいことがあります。

1つは、資料1の4ページですが、外部からの侵入防止ということについて、これはもともと日本のセキュリティについての、ある意味欠陥でもありますけれども、サイバー空間で完結するような錯覚、これがずっと2002年の当時から続いている。当然ながら、サイバー空間で何かの行為をしようとする人間は、ソーシャルエンジニアリングの手法を使ったり、フィジカル面の穴を探して入ってくる。だから、トータルでそれに取り組みなければいけない。そのチェックをやろうとする意識が、この12年あまりないままに来ていたという感じがいたします。これは外部監査の問題も全部そうです。

それから、静脈認証の問題も出てまいりましたが、2004年の段階で、既に日本のある大学の先生が、日本の銀行がこの静脈認証を導入したのを受けて、それを破ったということ報告したのを聞いたことがあります。だから、それからどれぐらいそれが強化されているのか、改善されているのかということは、ちょっと知りたいところです。

2点目としては、資料1の1ページ、都道府県サーバを集約センター1カ所に集約したこと。非常に効率がよくなっていると思うのですが、この1カ所に置いたサーバについて、

脆弱性のチェックはどのようにするつもりなのか。

それから、その1カ所に集めるということは、効率はすごくいいのだけれども、リスクの分散という危機管理の基本的な思想に対して、どのような考え方で、これで大丈夫ですということを言おうとしていらっしゃるのか。やっぱり私は、災害対策の問題にもずっとかかわっているのですが、サーバがアウトになること、これを考えれば、1カ所に集めるということが成り立つのだろうかという疑問もあります。この点をちょっとご説明いただければと思います。ありがとうございます。

【安田座長】 どうぞ、どなたがお答えになりますか。

【篠原課長】 では、私のほうから申し上げます。

まず1点目の、住基ネットにおけるセキュリティ対策、小川先生にはずっとご指導いただいているところでございますけれども。私どもといたしましては、このセキュリティについては、物理的な安全管理措置、技術的な安全管理措置、それから、法制的な安全管理措置、そういったものを総合的な角度から捉えまして、穴がないようにという形で進めてきたわけでございます。外部からの侵入防止措置ということで、これは実際にいろいろ歴史がございまして、長野県で侵入実験が行われたり、それも入れなかったわけでございますけれども、私どもとしては、常に昔のLASDEC、今のJ-LISと協力しながら、この監視も含めて、またチェックをしているところでございます。

また、静脈認証につきましても、これは昨年から導入しているところでございますが、専門的な観点から、平成16年、2004年からどれくらい進んだかというのは、池田企画官とか、もしあれであれば、お教えいただきたいんですけども。ちょっと後から申し上げますけれども。

私どもとしては、静脈認証だけに頼らず、プラス、そこに対するアクセス権限、それに対する物理的な形での隔離といったことも含めて、そこは措置をしているところでございます。実際、この統合端末とシステム端末について、さわれる人間も、職員、権限のある者に限っているということで、ここは最近はやっています派遣とか、委託とか、そういった職員にさわらせないと、こういった措置もしているところでございます。

また、この集約センターのお話でございますけれども、逆に、私どもとしては、47都道府県にあるということが、1つは、脆弱性の1つの要因になるかもしれないというところもございまして、まさにセキュリティのしっかりしたデータセンターにそれを移管するというので、これも各都道府県からの意見も踏まえて、この措置を講じたところでござ

います。現在、これにつきましても、昨年も外部監査法人による監査も受けておりますし、システム的な監査もチェックもしているところでございます。

【安田座長】 静脈の件は。

【池田企画官】 静脈の件も、昨年、住基ネットの端末に、これまでのIDパスワード、あと操作者識別カードを使ってその端末を操作していたわけなんですけど、早速静脈認証ということで、切替えを行ったのは昨年になっています。そういった意味で、昨年初めて導入したということもありますので、そこは、これまでの経緯も含めて、16年以降の新たな技術動向も含めて、システム機構のほうで判断されているということだろうと思います。

ただ、ご指摘のとおり、いろんなセキュリティを破るような動きもありますので、その辺は不断に見直しを行いながら、新たなシステムを次々入れていかなければいけないと思っていますので、そのあたりは、システム機構とも協力しながら、そういったものにも順次対応していくということが必要かと思っています。

【小川委員】 ありがとうございます。

ちょっとよろしいですか。

【安田座長】 どうぞ。

【小川委員】 ご説明ありがとうございました。

やっぱりこれだけ便利になると、情報がたくさん入ってきて、狙おうという人が増えていく傾向というのは、やっぱり阻止できないだろうと。それに対して、セキュリティというのは、レベルを上げることについては、もう本当に天井はないわけでありまして。常に国際水準に到達しているかどうかでやっていかなければいけない。長野県のなんていうのは、サイバー空間で守れるかどうかという話だから、それはしっかりやったら守れますよ。ただ、狙う側は、サイバー空間ですぐ入れなかったら、例えば、篠原さんを脅して、管理者パスワードを盗って入るとか、いろんなことをやるわけです。アメリカのチェックだって、なりすましで完全に盗っちゃっていますよ。だから、外部のやつが入っているかどうか、派遣の人が入っているから盗られる、派遣を入れなきゃ盗られないとか、そういう話ではないのです。局長から盗るかもしれない、本当に。だから、そういったところからのチェックをしなければいけないというのが、日本の課題なのです。監査法人のチェックだって、自分のところのチェックだって甘いのが、だから、その辺は、やっぱり日本が国際水準に達しているということを前提にしないで、達していないということを前提にやっていかなければいけない。その辺はぜひお願いしたいなど。念には念を入れていただきたい。

以上であります。ありがとうございました。

【安田座長】 ありがとうございます。

ほかに、ご意見のある方。どうぞ、松尾さん。

【松尾委員】 資料1の5ページ目、その左の一番上、保有情報の制限・利用の制限ということで、今お話が出ていますけれども、私は、保有情報の力、保有することによって力が国としたらついてくるんじゃないですかというのを、もう少し積極的に考えていただきたいなという意見を申し上げます。保有情報のセキュリティという観点から、開かない、誰にも見られないようにしようということ余りにも強調し過ぎて、せっかく集約して、いい情報を持っているのに、これを年度比較で見ることによって、国・地方の力がどのように動いているのかということ客観的に見る情報がどんどん溜まってきているんじゃないですか。どうして、それを積極的に利用されるということを検討されないんですかというのが、私の提言でございます。

ですから、個人を特定する情報をそのまま開示するのではなくて、個人の例えば生年月日をそのまま出すのではなくて、何年何月生まれの女性とか、男性とか、そういうふうに変換することによって、それをいろいろな分析目的で利用できるんじゃないですかという意味でございますね。そういう利用の仕方を民間企業はどうぞ自由にご利用くださいというように開示することによって、民間企業が、それを自分のビジネスのために積極的に利用できるんじゃないですか。それはいろんな知恵を出すことによって、個人情報を開示しない形で、かなりの精度の国、各地域の力をモニタリングすることができるんじゃないですかと、そういったことをもっと積極的に力を入れてやっていただきたいなということで、保有による力をどのように生かすかということ、もう少し一所懸命やっていただきたいなというように思います。

それから、これは今までも何度も申し上げたことですが、この4ページ目の本人確認情報の提供が約5億6,000万件にもなりました、これはすごくいいことですねという、ここまではいいんですけど、じゃ、これは国民の方々にわかりやすく説明されていますか。広報されていますか、宣伝されていますかということで、あまり金銭的な、これぐらいの価値が削減されました、節約されましたというような言い方は、各個人によって違うので難しいのかもしれませんが、言えるのではないのでしょうかというのを、1人当たり、もし役所の窓口にまで行って、交通費をかけて、お金を払ってということをやったとしたらこれぐらいになりますよとか、そういうような開示の仕方もあってもいいんじゃないですかと

いう、積極的な宣伝がもっとあってもよろしいんじゃないですかというのが、私の2つ申し上げたいことです。

それから、運用面のセキュリティについては、先ほどご意見がございましたように、セキュリティを破るという方法と考え方は、どんどんすごい早さで進歩していますので、これを追いかけて対応するというのは、それ相応の努力をしないととても追いつかない。特に我が国の場合、先ほどおっしゃっているように、なかなかそういった文化が育っていないということも1つなんですけど、真剣に対応しようとしていないという問題がございます。私は不動産登記の関係のシステムについても評価委員をやっていますけど、不動産の内容を変更されたらどういうことが起こるかわかりますよねというように言って、それを、あの不動産を自分のものにしたいから、どういう手段を使ってもやるよという人は、世の中にはたくさんいますよ。日本だけではなくて、特に海外に。それに対しての防御策を考えていますかということで申し上げているんですけど。それで、「センターの中には、壁を通して電波で入ってくるということを簡単にやってしまいますよ。そういう電磁波が侵入できないようなセンターで運用していますか」と言うと、「いや、そこまでは金融機関でもやっていないんですから、いいですよ」と言うんで、「その土地が欲しいという人は、そういうのはお金の問題じゃなくて、欲しいからお金をかけてでも侵入してきますよ」というふうに申し上げているんですけど、そういった意識が、やはりこれだけ重要な情報を集中管理しようとされるのであれば、それなりの世界の最先端のレベルを維持する必要があるのではないかと思います。

以上です。

【安田座長】 ありがとうございます。

今のはコメントですか。

【松尾委員】 コメントです。

【安田座長】 では、お答えはよろしいですか、向こうは。どなたかご返事いただけますか。

【松尾委員】 一番最後のセキュリティについては、ちょっとご意見、答えをとというと、ほかの件も話をしていますから、管轄外のお話をしていますんで、それ以外の前向きな話については、お答えをいただければありがたいと思います。

【安田座長】 じゃ、どなたか、簡潔にお答えいただければ。

【篠原課長】 ありがとうございます。

今回、住民基本台帳ネットワークシステムの点でご指摘をいただきましたけれども、ここにつきましては、私ども、マイナンバー制度を考える際にも、こういった形で住基との分担関係といたしますか、そういったものも検討したわけでございますけれども、どうしましても、住基法というのは、法律上、いろんな制限が、当時の議論もございまして、かかっております。したがって、今、政府のほうで構想しましたマイナンバーシステムというのは、住基というネットワークを活用しながら、実際にはマイナンバーといった形でデータのやりとりをするという仕組みはどうだろうかといった形でつくっているわけでございます。したがって、基本4情報といったものは、まさに最新に日々更新されている情報なのでございますけれども、住基ネット自身は、それを提供するという役割に徹するということございまして、その利活用といったものを、このマイナンバーの仕組みを利用いたしましてつくっていただくこととさせていただきます。

ただ、そのときに、例えば、本人確認情報、今までで言えば、ただ提供するだけでありましたけれども、本人所属情報なり、さまざまな福祉関係の情報とか、そういったものが結び付くことによりまして、より住所なり性別、生年月日、こういったものもさらに生かしていけるのかなと思っておりますし、住基情報の中でも、世帯情報といったものは、逆に、情報提供ネットワークシステムのほうで提供するといったことをしておりますので、そういった実質的な中身についても、住民基本台帳システムは貢献できるのかなというふうに考えて、このマイナンバー制度とともに協力してやっていきたいと思っておりますのでございます。

また、2点目の、例えば、4ページにあるような、本人確認情報の提供といったことを、もっとさらに広報すべきではないかという点でございます。まことにご指摘のとおりでございます。1つは、この費用対効果という面では、私ども、ホームページのほうに提供させていただいております。住基ネット構築には、約400億弱のお金がかかっておりまして、毎年のランニングというのが、当初は200億内外、今、大体100億ぐらいになっておりますけれども、額がかかっているのに対しまして、一応私どもの試算では、先ほどお話のございました交通費とか、郵送料とか、職員の手間とか、そういったものを、間接費用も含めて計算いたしますと、大体年間500億ぐらいという形で計算をしております。ホームページにはこれを掲げているところでございますけれども、やはりまだまだこの広報は足りないと思っておりますので、そういった面も含めて、積極的に、マイナンバーに限らず、住基ネットについても広報してまいりたいと考えております。

【安田座長】 ありがとうございます。

ほかに何か。前川さん、どうぞ。

【前川委員】 資料2の10ページでございます。公的個人認証サービスの民間拡大についてということで、かれこれ私も10年ぐらいずっと、公的個人認証を早く民間に開放してほしいとお願いをし続けて、やっと夢がかなうといえますか、そういうことになっているんですけれども、これは民間企業が利用する場合は、一応利用料金を取るという仕組みになるのでしょうか。まずそれが1つ目。まず、そのお答えを聞いてからと思うんですが。

【安田座長】 どうぞ、どなたか。それは皆さん知りたいところですから、どうぞ。

【上仮屋室長】 外国人室長の上仮屋でございます。

利用料金は、使っていただく、いわゆる民間の署名検証者になっていただいてから、機構から有効・無効の情報を提供させていただくことに対して、情報提供手数料という形でご負担をいただくことと予定しています。まだ金額は、具体的には今検討中で、近々出したいと思います。

【前川委員】 なるほど。この料金設定が高いと、せっかく民間利用の拡大をしても、開放しますと言っても、利用が広がりませんので、できるだけ安い料金を設定していただければと思います。

よくありがちなのは、想定される利用件数でトータルのコストを割るというようなことをやってしまいがちですけれども、これはもう全くだめだと思います。これ、民間企業が利用してもしなくても、基本的なシステムの維持・運用は国がやっていくわけですから、経済学的に言うと、いわゆる限界コストですよ。利用1件が増えると、それに伴って増加するコストのことが限界コストになるわけですけれども、極力、その限界コストに近いところで料金を設定していただければ、民間利用もぐっと増えて、よりインターネットの世界が安全になるだろうと、こういうふうに思います。ぜひとも、利用料金設定の際は、極力、できるだけ低い金額に抑えていただければと思います。よろしく願いいたします。

【安田座長】 どうぞ。

【上仮屋室長】 先生ご指摘のとおり、幾ら経費がかかっているかというところももちろん考えるんですが、民間事業者から見て、具体的にどういったメリットが生じるのかであるとか、あるいは、類似の商品についてどういった料金を払われているのかなど、多角的に慎重に料金設定の重要性について、使っていただくのに直結していくことをにらんで、

しっかりと検討したいと思っております。ありがとうございます。

【安田座長】 ほかに、どうぞ。

【清原委員】 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。ご丁寧にご説明いただき、ありがとうございます。幾つかの問題点と質問について発言をさせていただきます。

1点目でございますけれども、住基ネットにつきましては、本当にこの間、全国のネットワークのメリットを、セキュリティを保ちつつ実現して下さったと思います。この間、本日、資料1でご説明をいただきましたように、いわゆる行政手続を利用者の視点から見えて簡素化し、特に年金受給者は高齢者の方が多いわけですから、そうした方の手続の簡素化にも貢献してきたと思います。ただ、利用者がそのメリットを自覚することにはならない、行政手続上の行政の側の活用ということでございますので、そういう意味では、本当にその利便性を多くの国民の方がまだ認識をされていないと思うんです。けれども、自治体の首長の一人としては、大変この間、安定感を持って、セキュリティを守りつつ、大きな問題もなく経過してきたということは、一定の評価をしなければならないと思っています。

さて、この住民基本台帳の取扱いというのは自治事務でございますけれども、個人番号制度というのは法定受託事務というふうに国で整理をしていただきました。実は、全国市長会で、共通番号制度に関する研究会を開催したとき、当時、内閣官房にいらした篠原課長さんが、国を代表するお一人として、全国市長会のメンバーに頻繁にご説明に来ていただきました。そのときに、全国市長会の総意として問題提起をさせていただきましたのが、この個人番号制度を本当に国民の社会保障と税の基盤にするためには、自治事務ではなくて、法定受託事務としてほしいと、そのように繰り返し繰り返しお願いを申し上げました。それをお持ち帰りいただき、政府の中でしっかりと検討していただいて、法定受託事務となりました。

このことは、大変大きな意味があると改めて思いましたのは、先ほど福島県矢祭町の住基ネット接続についてご報告いただいたところでございます。すなわち、本年3月30日に、全国の市区町村全て、1,741団体が住基ネットに接続されたと。まさにマイナンバー制度が法定受託事務であるからということで、町長さんがこの決断をされたと報道されています。すなわち、国民の情報通信時代のまさに基盤として個人番号制度が機能するに当たっては、これが法定受託事務となり、また、自治事務である住民基本台帳事務を支援する住基ネットが、この間、大きな問題もなく経過したということが基盤になっていると

思います。したがって、この「住民基本台帳ネットワーク」が個人番号制度の基盤であるということを再確認させていただければと思います。

2点目に、カードについての、これはコメントとご質問なんですけれども。実は、付番については、「平成27年10月5日施行」ということが明確にされたということです。また、個人番号カードについては、「平成28年1月1日施行」であるということが明確化されたということです。1月1日、元旦なんですよね。市役所で、1月1日施行されるという趣旨と、個人番号カードを発行するのを1月1日からしなければいけないということとの間には、もちろん違いはあるとは思いますが、微妙な10月5日と1月1日の違いを、自治体の関係者としてはちょっと考えざるを得なくて、ひょっとして1月1日から市役所、町役場等を開けなきゃならないのか、というようなことはないはずですので、この施行日のご説明については、一定の詳細な説明が市区町村にはお願いをしたいと思います。

関連して、カードについては、先ほど名越課長補佐から、「住基カードを既に持っている人は、マイナンバーカードということに今後なっていく」というふうに、さりげなくおっしゃったんですけれども、おそらく移行期においては両方使えるような仕組みにしなければいけないということが、多機能端末で求められますので、いわゆるコンビニエンス事業者の皆様のご協力が不可欠かなと思います。そんなことを申し上げることが出来ますのも、三鷹市は、実は平成22年、2010年2月に、住民票及び印鑑証明書の写しを、全国に先駆けて、東京都渋谷区、そして千葉県市川市とご一緒に始めさせていただいたんです。コンビニエンス交付を。しかも、平成24年、2012年2月には、税の証明書及び戸籍関係書類につきましても、コンビニエンス交付を開始させていただきました。そうした経験から、この有効性については大変認識をしておりますし、もっともっと多くの市区町村が参加していただければ、手数料交渉も円滑にいくのになと思いつつ、1,700あまりの自治体の中で、まだ100に届いていないんですね。しかし、利便性は、三鷹市民の皆様から多くお寄せいただいておりますし、今後、お住まいの場所と戸籍の場所が違っていても、それを可能とするような制度の検討も法務省等で始めてくださっているということですので、ぜひこの辺は、国民・市民のニーズに合わせた展開を大いに期待したいと思います。

3点目です。4月3日に甘利担当大臣から、いわゆるマイポータル、マイガバメントと言っていたものを、「マイナポータル」という新しい名称になるということが公表されまし

た。マイポータルとかマイガバメントという名称は使いにくい状況があったようでございますが、このたび、情報提供等記録開示システムを、マイナちゃんの名前の浸透と合わせて、マイナポータルとされたということで、これは、この住民基本台帳ネットワーク委員会の主たるメインの検討課題というよりも、今後、個人番号制度、マイナンバー制度を民間の皆様と、本当に国民・市民のニーズに合わせた展開をしていくときに、重要な仕組みになっていくと思います。先ほど公的個人認証の負担経費についても問題提起がありましたけれども、ご指摘のとおり、これを本当に個人できちんと、それぞれの国民が主体的に情報を管理していく仕組みとなっていくためには、さらにさらに準備が必要だと思えます。ただ、施行の目途が2017年の1月なんですかね。もう日程的には迫っているなという感じがいたします。ですから、これは国民の全体の議論へと、さらに広報に努め、議論が起こっていくということが重要だろうと思えますけれども、本日は、従来のコンビニ交付も含めたいろいろな可能性の一つとして、この情報提供等記録開示システムの可能性について、事務局から未来に向けての展望というか、ご示唆をご紹介いただいたということになると思えます。

したがって、また最初の住民基本台帳ネットワークの重要性に戻るのですけれども、引き続き、自治体の役割としては、一昨年度、昨年度も三鷹市では実施いたしましたPIAを実施し、市としても、市民の皆様にはパブリックコメントもさせていただきながら、セキュリティを高めるシステムの開発、そして、改修・維持に努めていきたいと思えます。あわせて、総務省でも、いろいろご支援、ご助言いただいております個人情報保護条例を改正するか、あるいは、特定個人情報保護条例を新たに制定するかなど、自治体の選択に委ねつつも、しっかりと国民の皆様には、個人情報を保護し、セキュリティを高めるシステムにしていくのは国の仕事の法定受託事務ではあるけれども、自治体が議会を経て制定し、市民の皆様のご理解を得て進めていかなければなりません。そういう意味では、時間的にちょっと切迫しているのかなという感じがいたしまして、総務省におかれましては、自治体のさまざまな行政支援をご担当していることでございますが、自治行政局長を中心に、国の動きの中で、ちょっと自治体の負担感を和らげるような条件整備について、またまた格別のご発言やご尽力をいただければと、すいません、最後は市長会を代表してのお願いになりましたが、よろしく願いいたします。

以上です。

【安田座長】 ありがとうございます。

今の件について簡潔にお答えを、2分ぐらいでお願いします。

【清原委員】 すいません。

【篠原課長】 1点目の、おっしゃるとおり、全国市長会のご要望を受けまして、法定受託事務にしたということをごさいます、この仕組みで、国としても責任を持ってやってまいりたいと考えております。

2点目の施行の日の意味合いなんでごさいますけれども、まず10月5日の月曜日という付番については、この日をもって最新情報、最新住所情報、宛先情報ということでお送りいただいて、それから、10月から12月までかかるかもしれませんが、一般の国民の方々には、年末までには、この通知カードをお送りするという、こういう手はずでごさいます。

また、1月1日というのは、これは私どもの仕事始めでごさいます、1日からJ-LISのほうで、このときに初めて公的個人認証を新方式で書き込みができるようになりますので、そこから実際に作り始めまして、自治体のお手元にできるだけ早くお届けしたいと思っておりますが、やはり1週間ぐらいかかってしまうと思っておりますので、当然のことながら、1月4日以降になりますので、そこはご心配なくということでごさいます。

それから、既存の今まで使われてきたコンビニ交付等が具体的な例だと思っておりますけれども、住基カードも、既存のICチップ方式のものと、それから、公的個人認証方式、併存する形で今後とも運用していきたいと思っておりますので、この点も留意してやってまいりたいと思っております。

あと、マイポータルの利用につきましても、マイナポータルということで、民間利用の、どういうふうこれを官民連携で取り込むかということを含めて、今後とも考えてまいりたいと思っております。

【清原委員】 ありがとうございます。

【安田座長】 ありがとうございます。

ちょっと時間が来ているので、先に4のご報告、3分ぐらいで済ませられませんか？ いかがでしょう。あとは、皆さんからまた意見をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

【五十嵐センター長】 では、資料3の住基全国センターの運用状況等につきまして説明させていただきます。

全国サーバと都道府県のサーバを集約しました集約センターにつきましては、現在も順

調に稼働しておりますことを報告させていただきます。

それと、ネットワークにつきましても、24時間365日、監視をしてございまして、現時点でも不正と思われるアクセスについては、検知をされておられません。

それと、項番4ですが、個人番号とすべき番号の生成ですが、これは今年の3月末までに住基全国センターのほうで生成作業を行いまして、3月末までに生成は完了してございます。

それと、5番のシステム再構築に向けた取組ということで、現時点、私どものほうでは、都道府県等と協議をしておりまして、平成31年度前後を目標としまして、現在の住基ネットについてのシステム再構築を何らかの形で行いたいということで考えております。昨年度につきましては、都道府県なり市区町村の方から10人前後の委員に来ていただきまして、検討会を開催しまして、その中で技術検討を開催したところでございます。今年度は、その辺の技術検討の結果も踏まえ、かつ、番号制度の導入状況等も踏まえながら、検討を引き続き行うということで、システム要件の定義について行ってまいりたいと考えております。また、費用がかかりますので、これにつきましても、都道府県との調整等、必要な業務についても、引き続き積極的にやってまいりたいと考えております。

それから、6番目につきましては、先ほど来説明がございまして省略しますが、別紙1、2ページ以降に、昨年8月29日付けで官報公告した資料がございまして、後でご覧になっていただければと思います。

それと、項番7の住基法に基づく本人確認情報の開示状況についても、別紙2という形でつけてございます。26年度は1件ということで、そんなに多くはございませんが、過去の状況等も見ていただければと思います。

それから、項番8の暗号危殆化への対応の状況でございまして、政府でも暗号危殆化対応で、新しい暗号方式に切り替えるということで動きがございました。それにあわせまして、住基ネットにつきましても、平成26年7月、昨年の7月に新しい暗号方式への切替えを行ってございます。

裏面に行きまして、項番9ですが、これは先ほど来も話が出ておりますけれども、住基ネットの中で操作する場合に、認証がございましてけれども、それを生体認証のほうに変更したということでございます。これも内容については省略させていただきます。

それと、最後ですが、セキュリティ研修です。これは毎年、全市区町村を対象にしまして、住基ネットのセキュリティ対策とか、セキュリティチェックリストによる自己点検に

ついでに研修を実施してございます。今年度は、7月末から実施予定ということで考えてございます。

住基全国センターの運用状況につきましては、以上でございます。

【安田座長】 よろしいですか。

【五十嵐センター長】 はい。

【安田座長】 ありがとうございます。

それでは、今も含めて、ご発言になっていない方、どうぞ、向こうから順番に。なるべく早くお願いします。

【荒金委員】 なるべく短くということでもありますので。

先ほどの通知カードの件なんですけれども、27年10月以降に通知カードを出しますよということで、前回もお聞きしたんですけど、簡易書留になってよかったなと思っているんですが、これが届かなかった場合、市町村はどこまで追いかけてはならないのかというのが1点です。

それと同時に、新聞情報ですと、世帯ごとに簡易書留を送るということですが、その世帯分、4人おれば4人分、だんと来ると思うんですけども、その場合に、例えば、DVとかで外れている方も一緒に行く可能性があるのではないかという部分は、どういう対策をとられているのかということと、最後になりますけど、最後に、この通知カードと個人番号カードを持って1回だけ来庁というのはいいんですけども、このときに顔写真の確認で、この中では、このチラシでは運転免許証の確認となっているんですけども、免許証を持たない方について、保険証だけで確認ということになるのかどうなのかということとを少し教えていただきたいと思っていますので、お願いします。

【安田座長】 それでは、どうぞ。

【篠原課長】 通知カードは、宛先不明で戻ってきた場合には、幾つかパターンがございまして、そこは今、自治体のほうにもお伺いして、内容を詰めているところでございます。最終的には、自治体のほうでもう捨てていいということになるとは思いますが、その間のやりとりについて、今、フローをまとめているところでございます。

それから、世帯ごとに送ることになるわけでございますけれども、DVについては別途のフローをつくっております、こちらのほう、若干複雑なんですけど、居所として住んでおられるDVの方については、あらかじめ届出をさせていただいて、そちらのほうにお送りするというのを、居所市町村と所在市町村の関係、やりとりの中からやってまいりた

い。十分気をつけてやってまいりたいと考えております。

それから、免許証がない場合でございますけれども、これは政省令で決まっております、保険証のみではやはり無理でございます、保険証プラスもう一つ身分を証明するものをお持ちいただいて、複数書類で確認することになるというように考えております。

【安田座長】 ありがとうございます。

それでは、どうぞ。

【小尾委員】 非常に順調に進んでいて、頼もしいなと思っているんですが。

個人番号カードの発行について、いろいろご検討されていて、今回、電子申請というか、いわゆるスマホ等を使って申請ができるということをご検討しているということなんですけれども、1つお願いとして、そうは言っても、本人が個人番号カードを欲しいと言って申請書を出すというような契機というのがなかなかつかめないということも考えられますので、例えば、今回の電子申請の仕組み、オンラインの申請の仕組みというのを使うと、例えば、自治体等がイベントで、いわゆる番号カードを発行するようなイベントみたいなものを開催することも、非常に可能かなと。その際に、何も持たずに、持たずに来るかどうかというのはありますが、結局、その場で写真を撮って、その場で申請が完了するというような仕組みというのは十分構築できるはずですので、どこか、例えば、三鷹市さんとかでもいいような気もするんですが、自治体と組んで、そういうようなイベントを、10月、なるべく早い段階から試行的にやっていくというようなことをぜひお願いできたらなと思います。

そうすると、どこかでそういうイベントがやっているということ、ほかの自治体も聞くと、多分、うちの自治体でもやってみようかなというようなことが順次起こっていくのではないかなと。そうすると、比較的早い段階でたくさんの番号カードが出ていくのではないかなと思いますので、ぜひそういうようなことをご検討いただきたいなと思います。

【安田座長】 ありがとうございます。

これに対して、ご返事はなくてもいいかなという。どうぞ。

【上仮屋室長】 まさに今のは、大変貴重なご提案をいただいたと思っております。実現するような方向で、政令の施行期日など、その10月5日にしていけば、申請依頼上もできますので、その方向で検討を進めて、先進的な自治体と組ませていただいて、全国に波及できるように取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

【安田座長】 どうぞ。

【宇賀座長代理】 資料3、住民基本台帳法に本人確認情報の開示状況については、別紙2のとおりということでお示しいただいたんですけれども。いわゆるアクセスログの部分は、住民基本台帳法ではなくて、各都道府県の個人情報保護条例に基づく開示請求ということになっていると思うんですが、その開示請求の状況については、各都道府県の問題なので、総務省のほうでは把握はされておられないでしょうか。もしおられないのであれば、結構ですが。

【篠原課長】 先生ご指摘のとおり、アクセスログについては、個人情報ということで、むしろ県・市町村の個人情報保護条例になると思いますが、そのところはデータをとっておりませんので、そこら辺はまた検討してまいりたいと思います。

【宇賀座長代理】 はい。

【安田座長】 皆さん、若干の不安と大変な喜びとを持っていると思うんですが、私のほうから3つ申し上げたいと思います。2つは、後で文書でお答えをいただきたい。1つは、コメントですね。

2つというのは、11ページです。マイナンバー施行で、いろいろとあって、随分心配しているんですけど、政府の皆さんは全然心配していないなというのが本音なんです。なぜかというのは、今日よくわかりました。この11ページ目の一番重要なところは、署名検証者のところですね。この署名検証者は全ての情報を持っていて、かつ、勝手にオーケーを言える状況ですね。もしここが乗っ取られると、全ての情報が漏れてしまうということがあると思う。ですから、この署名検証者って免許制ですか、それとも、勝手にやれるんですか。そのところ、もし勝手にやれるということなら、国が責任をそっちに押しつけて、我々は知らんと、国は責任ないよと言っているに等しいんですね。免許制にするとしたら、どういう免許を与えるか、なぜ免許を与えるかという、その責任的な課題を持たなければいけないですね。どういう条件なら許すかという。そこが、少なくとも法律には明快にされていない。ですから、そのところが1つの大きな問題だと思っています。

それから、もう一つは、この署名検証者、何か起こったら、どういう罰則があるんですかという問題です。私に言わせれば、1つでも情報漏えいが起こったら、1件1億円ぐらい罰金を取れと。それでもやるのなら、多分、ものすごく安全だと、システムを持っているはずですよ。そうでなくて、そういう状態ならやれないということは、たとえ国が自分でやると言ってもできないということです。その辺の免許制かどうか、免許をどうやって与えるのか、どういう罰則があるのかということについては、ぜひ、こういうふうにな

っているということを後でお答えいただきたいと思います。

それから、最後、この制度の一番大きなポイントは、個人番号を全員に与えるという、ここが一番大きなメリットなんです。住民基本台帳カードのときも、それはそれであったはずですよ。しかも、そういう大きなことを考えながら、残念ながら、大きくは普及しなかったという問題がある。実は、これは法律でもうやるんですから。私自身は、日本国民は、決して個人番号、全員番号を好きではない、それははっきりしているので、逆に言うと、最後のページの広報ですけど、左の大きなポスターは大いに結構だと思います。個人番号カードがあつて、ただでくれるよ。住民基本台帳カードは500円取られましたから、そういう意味では、全然違うから、すごいメリットだというふうに皆さん思う。右側の、こんなに便利というところは、説明すればするほど、安全でないなという議論が出てくる可能性が強いです。皆さんは、多分、技術的に見て、完全に無欠だということはお答えにならないと思うんです。あのときも随分論争があつて、ついに我々は完全無欠であるという答えをせざるを得なくなつたんですけど。それで、運用によって完全無欠ですということを申し上げて、その当時は、いろんなことがあつて、そういうことをやればうまくいかなというのを思った人もいる。だけど、今は、どんなに頑張っても、運用でもそれは無理だということをもう結論づけておられる。ですから、説明すればするほど、安全でどうなっているという疑問が来て、それで、説明ができないという状況に陥る可能性があると思います。

ですから、今やらなければいけないことは、とにかく発行ということを定着させることだと。しかも、最初は仮番号ですから、とにかく発行しちまう。いや、そうなる。ということに徹するとすれば、広報というのを左側だけでどんどん進めていただくと、これは、こんなことを言ったなんていうと怒られちゃいますけど、議事録だけにとどめていただきたいんですけど、お答えいただきたいと思います。というふうに考えている。ですから、この辺はぜひさじ加減でうまく皆さんに納得いくように広報していただきたいと思っています。

もう一つの免許制はどうか、罰金はどうかということについては、別途お答えいただければと思います。法律上、何か書いてあるということであれば大変結構なんですけどね。

それでは、これは後でお答えいただければ結構なんで、ほかに、どうしても何か。どうぞ。

【松尾委員】 今のお話と全く同じお話なのかもしれませんが、資料2の1ペー

ジ目の個人番号カードのところのご説明で、個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用、その後、申請により、顔写真付きカードをお渡ししますということを来年の1月からというように言われたと思うんですけども、どうして顔付き写真の付いたカードを、個人番号カードを皆さんにお配りしますよというふうにおっしゃらないのかなというのを、先ほどの写真を撮るイベントをやればできるんじゃないですかといろいろおっしゃっているんだけど、その辺の理由というんですか、1月1日に間に合わないから、申請した方だけ渡せばいいんじゃないというふうにされているのか、その辺を教えてくださいなと思います。理想は、皆さんに顔付き写真の個人カードを行き渡されることだというふうに、皆さん認識されているんだけど、どうしてそういうように今されているんですかという。

【安田座長】 それでは、これも委員に対して文書でお答えいただけますか？

【上仮屋室長】 わかりました。

【安田座長】 ほかに何か、これはどうしても答えが欲しいというのがありますか。そうしたら、みんな文書で返す。ここだけでいいですよ。外に出す必要はありません。先ほどの私の分も同じです。よろしいでしょうか。

相当難しい内容なんで、ちょっと時間が足りなくて申しわけないんですけど、それでは、今日はこれで終わらせていただきたいと思います。

事務局のほうから何か。

【内海専門官】 次回以降の調査委員会の開催につきましては、番号制度の準備状況等も踏まえまして、必要に応じてまたご案内させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

【安田座長】 それでは、終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。